

『體玄真人顯異録』に見える王玉陽の神異譚

一、はじめに

森由利亞

この研究ノートで紹介する『體玄真人顯異録』（『道蔵』三二九冊、惟）は、全真教の所謂七真の一人、王玉陽（一一四二～一二二七）が現した神異の記録である。ここに言う神異とは、超常の力によって現される不可思議な現象のことを指す。

惜しむべきは、この文献の成立年代が明かでない、ということである。編者の名さえ記されていない。このため、『體玄真人顯異録』の歴史的資料としての価値に、自ずから限界のあることは否定できない。しかし、この『體玄真人顯異録』は、全真教の有名な道士が山東半島・渤海沿岸の諸地域で、数々の神異を示しながら人々を救済する姿を描いており、全真教研究にとって大変興味深い資料であることは確かなのである。

いままでのところ、この文献について何らかの紹介、もしくは研究がなされたことを筆者は知らない。そこで、本研究ノートでは、この資料が全真教の七真の一人、王玉陽の神異譚を集めたものに他ならないことを指摘し、

その神異の内容を紹介してみたい。ただ、王玉陽が神異をよく現したことは、『體玄真人顯異録』以外の資料によっても知られるところである。そこで、『體玄真人顯異録』の紹介に入る前に、玉陽が神異を行うことでよく知られていたことを、一章を割いて示しておきたい。

なお、王玉陽の伝記的資料としては、主として以下の文献を用いる。

- ①『玉虚觀記』 文末に「貞祐二年（一一二四）五月望日朝散大夫前中都左警巡使賜紫金魚袋國記」の記載がある。陳垣編、陳智超・曾慶瑛校補『道家金石略』（文物出版社）、四四一・四四二頁。
- ②『雲光集』（『道藏』七九二、連） 詳しい成立年は不明。王処一の撰とされるが、玉陽を指して「師」と呼ぶことがあり、弟子の編集になることが知られる。しかし『金蓮正宗記』に言及があるので成立は一二四一年よりは早い。

- ③『金蓮正宗記』（『道藏』七五・六、致） 秦志安撰。序に「辛丑」（一二四一）の年代を記す。
- ④『七眞年譜』（『道藏』七六、致） 李道謙編。後序に「至元辛未」（一二七一）の年代を記す。
- ⑤『玉陽體玄廣度真人王宗師道行碑』 姚燧（一二四六—一三一一）撰。李道謙『甘水仙源録』（『道藏』六二三、息）卷二所収。『甘水仙源録』の成立は序文によればその成立は「至元戊子」（一二八八）。したがって、『玉陽體玄廣度真人王宗師道行碑』の成立は、これよりやや早いことになる。

- ⑥『金蓮正宗仙源像傳』（『道藏』七六、致） 劉志玄撰。序に「泰定丙寅」（一三二六）とある。
- ⑦『歷世眞仙體道通鑑續編』（『道藏』一四九、羽） 元朝趙道一撰。

また、清末の陳教友は『長春道教源流』で『道藏』中の蓮峯逸士王處一編『西嶽華山誌』を全真諸眞の資料中に挙げているが、この「蓮峯逸士王處一」はその序文によれば王子淵という人物であり、王玉陽とは関係がない。

(一)

二、王玉陽と神異

王玉陽（一一四二—一二二七）。名は処一、玉陽は号である。金朝の皇統二年（一一四二）、山東半島の寧海州東牟で生まれ、大定八年（一一六八）、山東へ至った全真教開祖王重陽の弟子となり、全真教に入門した。馬丹陽、譚長真、劉長生、丘長春、郝広寧、孫不二とともに全真教の七真の一人に数えられる。一生のうち五度におよぶ天子の宣を受けており、その度に大定府（現遼寧省西南部）に招かれて皇帝に面会し、あるいは亳州（現安徽省北端部）で黄籙醮を執り行うなどしているが、基本的に山東地方から渤海東部沿岸地方を中心に活動し、生涯を通じて中国東部を離れたことはなかった。（2）

この王玉陽に、ほかの真人たちとは際だって異なるひとつの特徴がある。それは、彼が神異をよく行うことで知られていた、という点である。

もちろん、王玉陽以外の全真教の真人たちが神異を行っていないわけではない。たとえば、蜂屋邦夫氏は馬丹陽の晩年の布教活動について次のように述べておられる。

山東地方における丹陽については、五会の再興活動や、信者や弟子たちに述べた教説、さまざまな神異に特色がある。とくに、丹陽が示した神異および丹陽に関わる神異の多さが関中時代と際違った相違点である。また、これに先立つ箇所でも、

山東に帰還してからの丹陽の教化には、こうした一種の道術的な雰囲気の色濃さがめだつ。この点は、関中における活動との際違った相違である。

とし、山東半島に帰還してからの晩年の馬丹陽に、神異に関する記述が増えていることを指摘しておられる。（3）ただ、王玉陽の神異がほかの真人に較べて目立って多かったことは、前述の陳教友が次のような記述によって暗示している。

重陽及諸眞、俱傳幻化之蹟。而姚牧菴所撰玉陽碑尤多。或疑此乃方技家、非老子之學（重陽及び諸眞、俱に幻化の蹟を傳ふ。而して姚牧菴の撰ぶ所の玉陽碑尤も多し。或ひと疑ふらく此乃ち方技家にして、老子の學には非ざりしならんと）云々（一）

この文によれば、陳教友自身が玉陽を方技家とみていたわけではない。しかし、玉陽を指して、彼を老子の教を説くものとしてではなく、むしろ医療や呪術に近い技術をもてあそぶものとしてとらえようとする見方があったということをも、この述懐は語っている。

後代の学者をしてこのように言わしめた原因は、何と言っても玉玉陽自身にあったようである。玉玉陽に関する伝記的な資料は、玉陽が、その在世中から非常に多くの神異を現すことで知られていたことを示しているからである。

玉陽が死ぬ三年前（一一一四）に書かれた『玉虚觀記』に、既に彼の神異に関する記録があることは、注目すべきであろう。そこには、玉虚觀の建っている聖水岩の側にある大石を、玉陽が軽々と動かして谷底へ落としてしまった話、また、玉虚觀を構えた日に、玉陽が百人あまりの杯に酒をつぎ、全員についてもまだ半分余っていた話、といった二件の神異の例が記されているのである。（五）

『金蓮正宗記』でも、その中ほどに五篇の神異譚を載せている。その一は東牟の遅金の病を癒す話。その二は、福山県で、葬られる寸前の死人（潘山人）を蘇らせる話。その三は、寧海で自分を襲おうとして死んだ兇徒を蘇らせる話。その四は、済陽県で無闇に法名を求めて集まった群衆を追い払うため、紙と筆で賊を現した話。その五は、聖水の巨石を動かす話で、これは『玉虚觀記』に載せる説話と同じである。（六）

ほかにも、『甘水仙源録』所収の『玉陽體玄廣度眞人王宗師道行碑』、『歷世眞仙體道通鑑續編』「王處一」条など、玉陽の伝記的資料には大抵彼の神異への言及がある。

更に興味深いことに、玉陽については、彼の一般的な行状を記した記録とは別に、彼の神異を特に集めた記録

があつたようなのである。

『玉虚觀記』に玉陽の二件の神異が記されていることは、すぐ前に述べたところであるが、その神異を記した後、次に続く、次のような記述に注意したい。

師之神異如此。其逆知未来、召致風雨、愈疾起死、皆精誠自然而致。不能殫悉、自別有傳。(師之神異此の如し。其れ未来を逆知し、風雨を召致し、疾を愈し、死せるを起すは、皆な精誠の自然にして致すなり。殫悉する能はず、自ら別に傳有り。)(1)

ここでは、まず王玉陽の神異を、未来予知・風雨を招きよせること・疾病の治療・死者の蘇生という四つに分類した上で、玉陽の神異が作爲的な行爲として行われるわけではないことを述べる。続けて「殫悉する能はず、自ら別に傳有り」と述べている。注目すべき記述である。これは、『玉虚觀記』の中では玉陽の神異の全てを述べつくすことはできず、神異については他にそれを伝えた記録がある、ということを言っているのである。つまり、玉陽の存命中において、玉陽の神異は単独の伝が通行するほどよく知られていたわけである。

時代は下るが、元の趙道一の『歴世眞仙體道通鑑統編』「王處一」条にも、やはり当時、玉陽の神異のみをあつめた伝が存在していることを思わせる記事がある。

當時至於叱遲金愈歷年之疾、爲潘信起兇徒之死、臥凍雪於趙賣之門、復鳴鷄於羌之架、冬單衣而奕棋、瓶無底而貯酒、傳道則有山鳴谷吼之應、書符則有鬼怪潛出之靈、此類甚多。是皆師應世之迹、具載別記、茲不備錄焉(遲金を叱つて歷年の疾を愈し、潘信の爲に兇徒の死せるを起し、凍雪に臥するに趙賣の門に於てし、鳴鷄を羌の架に復し、冬に單衣して奕棋し、瓶に底無くして酒を貯へ、道を傳へれば則ち山鳴り谷吼ゆるの應有り、符を書すれば則ち鬼怪潛かに出づるの靈有るに至つては、此の類甚だ多し。是皆師應世の迹にして、具さに別記に載せ茲に備録せず。)(2)

というものである。ここでは、最後に「具載別記、茲不備録焉」と記されているのに注目したい。玉陽の神異を

詳しく記した「別記」なるものの存在が、ほのめかされている。

また、『玉陽體玄廣度真人王宗師道行碑』と『金蓮正宗仙源像傳』では「顯異錄」なる書名が言及されている。すなわち、『玉陽體玄廣度真人王宗師道行碑』では、玉陽の伝を述べるにあたって、「按事状及顯異錄」と切り出している。また、『金蓮正宗仙源像傳』には「有雲光集・顯異錄行於世」とある。この「顯異錄」というのも、その名から推して玉陽の神異を集めて記したものであったものかと推測される。(9)

本研究ノートで取りあげる『體玄真人顯異錄』は、これら金・元時代の伝記類に言及されている王玉陽の神異伝と、内容において共通する点があったようである。(10)しかし、『體玄真人顯異錄』が、これらの神異伝とどのように関わっているかはよくわからない。

ともあれ、玉陽がその神異をもって知られていたことは以上から十分明かにし得たであろう。次に、『體玄真人顯異錄』について見て行くことにしたい。

三、「體玄真人」と王玉陽

実を言えば、『體玄真人顯異錄』には、玉陽もしくは処一という名は出てこない。したがって、一見したかぎりでは、この書物に登場して神異を現す人物が、王玉陽であるということは分からないのである。そこで、まずは『體玄真人顯異錄』が確かに王玉陽に関して書かれたものであるということを明らかにしておく必要がある。

(1)号の一致

はじめに、題名の一部でもある「體玄」という文字について考えてみたい。

『體玄真人顯異錄』で神異を現す人物は、大抵は「師」とよばれ、場合によっては「王大師」などと呼ばれているが、本文冒頭の説話「木神作崇」には、「王先生、號體玄真人」とある。この一節によって、ともかくもこ

の王大師の号が「体玄真人」であるということが、はっきりと確認できるのである。ところで、この「体玄」という文字が玉陽の号にも使用されていることに、注意したのである。王玉陽は金朝承安二年（一一九七）、章宗（位一一八九—一二〇八）に召され、体玄大師の号を賜った。また、その死後、元朝の世祖が至元六年（一二六九）に全真教の五祖七真に加封した際には、玉陽は体玄広度真人の号を贈られている。

とはいえ、単なる号の一致を指摘しただけでは、体玄真人の王玉陽であることを立証したことにはならない。そこで次に、『體玄真人顯異録』の中の記述が、いくつかの点で王玉陽の伝記的な事項と符合しているということとを、指摘してゆくことにしたい。

(2)「所祈即應」

『體玄真人顯異録』所収の記事のうち、或るものは玉陽の伝記的記録と明確に一致している。『體玄真人顯異録』第五番目の説話「所祈即應」もその一つである。「所祈即應」は、体玄真人が北京（大定府・現遼寧省）において、旱魃に苦しむ人々のために雨を降らせた模様を述べている。「師」すなわち体玄真人が、按察使尊道（尊道は『體玄真人顯異録』では真人が按察使に与えた訓名）の依頼に応じて北京に赴く場面を、以下に抜き書きする。

師聞之不能辭避、應命而往、於七月十四日到北京。使與諸官及應係乞雨數千人。參拜畢、使親爲祇待。翌日清旦、使復率衆、師前焚香致禱曰、此方旱及五旬、苗將槁矣。願垂慈造俯慰群情、幸甚、幸甚。師曰、用得一尺水否。衆相顧無言。十七日果雨、地方千里皆及一尺。（師之を聞きて辭避すること能はず、命に應じて往く。七月十四日に於て北京に到る。使（按察使を指す）と諸官と及び應に乞雨に係るべきもの、千人を數ふ。參拜畢はり、使親しく祇待を爲す。翌日清旦、使復た衆を率、師前に香を焚き禱を致して曰く、「此方旱すること五旬に及び、苗將に槁れんとす。願はくは慈を垂れ俯に造りて、群情を慰めんことを。幸甚、幸甚」と。師曰く、「用得一尺の水を得るや否や」と。衆相ひ顧みて言無し。十七日果して雨ふ

り、地方千里、皆な一尺に及べり。(11)

この記事を、王玉陽の詩集である『雲光集』の一節と較べてみよう。

大安己巳七月、師在北京華陽觀、時久旱、在城官民、懇禱於師曰、苗將槁矣、安得重蘇。師乃閉目良久、復謂衆曰、虛空許雨一尺、降於來日。衆未純信、翌日果驗。良

(大安己巳七月、師北京華陽觀に在り、時に久しく旱し、在城の官民、懇に師に禱りて曰く、苗將に槁れんとす、安んぞ重ねて蘇らしむるを得んや」と。師乃ち目を閉づること良久し、復び衆に謂ひて曰く、「虚空 雨一尺を許せり、來日に降らん」。衆未だ純信せず。翌日果して驗あり。)(12)

ここに謂う「師」とは、言うまでもなく王玉陽のことを指している。この『雲光集』の記事も、やはり、王玉陽が七月の北京に雨をもたらしたという状況を述べている。特に、北京の官民が「苗將槁矣」と苦境を訴えたという点、また玉陽が「一尺」の雨を降らせたとする点などに注目すれば、この『雲光集』の一節が『體玄真人顯異録』の第五説話「所祈即應」と同一の事柄に言及したものであることがわかるであろう。

また、全真教の所謂七真の年譜である『七真年譜』中の、大安元年(一二〇九)の記事も、「所祈即應」と極めて近い内容をもっている。(13)しかし、その説明は省略し、『體玄真人顯異録』の別の篇について、玉陽の伝記との共通点を確認しておこう。

(3) 「凡會先知」

『體玄真人顯異録』第六説話「凡會先知」は、先の第五説話「所祈即應」の続きである。第五説話で、雨を降らせるために體玄真人を大定府に招いた按察使尊道は、その後太子詹事に任ぜられるが、第六説話では寧海守に左遷され(寧海は山東半島東部)、寧海の聖水で再び真人に面会する。実は、この寧海での再会は、第五説話の最後に體玄真人が予言したところであり、その予言が的中したことを言うのが第六説話なのである。その第六説話をここに抜き書きしよう。

師還郷、縹北邊有事、啓事被差到彼不功、遂謫爲寧海守、纔赴任乃躬詣聖水參師。焚香致懇曰、尊道若於往昔神仙達士、但聞其名耳。自拜師之後、凡伸祈禱、必垂嘉應、將成會遇、示以預知。深愧塵凡承茲大幸、幾欲去蝸蠅之累、從雲水之遊、奈事與願違、徒加悵然也(師郷に還るに、縹ひで北邊に事有り、啓事差せられて彼に到るも功あらず、遂に謫せられて寧海守と爲る。纔かに任に赴けば乃ち躬ら聖水に詣り師に參ず。焚香し懇を致して曰く、「尊道 往昔の神仙達士に於けるが若きは、但だ其の名を聞くのみ。師を拜して自りの後、凡そ祈禱を伸ぶれば、必ず嘉應を垂れ、將に會遇を成さんとすれば、示すに預知を以てす。深く愧づ、塵凡 茲の大幸を承け、幾ど蝸蠅の累を去り、雲水の遊に従はんと欲すれども、奈せん事願ひと違ひ、徒らに悵然を加ふるを」と。(14)

これに対応する記事が、『歴世眞仙體道通鑑續編』の「王處一」条にある。すなわち、

北京按察使前參政字朮魯公、久佩師旨、訓名尊道。凡與師遇、或預言雨降之期、或告以後會之處、歴歴皆應。一日詣聖水致懇而言曰、尊道於神仙、但聞其名。自遇師之後、凡伸祈禱、必垂嘉應、行止會遇、示以預知。深愧塵凡不能從雲水之遊、事與願違、徒增悵然也。(北京按察使前參政 字朮魯公、久しく師旨を佩す。訓名は尊道。凡そ師に遇へば、或は雨降るの期を預言し、或は告ぐるに後に會ふの處を以てするに、歴歴として皆應ず。一日 聖水に詣りて懇を致して言ひて曰く、「尊道 神仙に於けるや、但だ其の名を聞けるのみ。師に遇ひて自りの後、凡そ祈禱を伸ぶれば、必ず嘉應を垂れ、行止會遇、示すに預知を以てす。深く愧づ、塵凡雲水の遊に従ふ能はず、事願ひと違ひ、徒らに悵然を増すを」と。(15)

第六説話の内容と、この『歴世眞仙體道通鑑續編』「王處一」条の記事とが、内容上同じ事柄を指しているといふことは、改めて説明するまでもあるまい。尊道が聖水に玉陽を訪ね、俗事にとらわれた己が身の不自由を嘆くのである。聖水は王玉陽の山東半島における拠点である。(16)しかも、この挿話は、単に『體玄眞人顯異録』の第六説話に対応しているのみならず、それに先立つ第五説話の内容も合わせて盛り込んでいる。また、「尊道」

という訓名に言及するのは、『雲光集』にも『七眞年譜』にもないことである。

以上、数点にわたって『體玄真人顯異録』と王玉陽の伝記資料との間の共通点を指摘してきた。これによって、『體玄真人顯異録』がまさしく王玉陽に関して書かれたものであるということ、すでに明かにしえたかと思う。そこで、次には『體玄真人顯異録』の内容紹介に移りたい。

四、『體玄真人顯異録』の内容

(1) 主な神異の種類

まず、『體玄真人顯異録』所収の十九篇の説話を、王玉陽がいかなる神異を現したかという観点から以下にまとめてみた。同時に、その説話の舞台となった地名も掲げた。()内は、それぞれの土地が所属する現在の省名である。

① 木神作祟

萊陽(山東省)東南、白坡莊。王先生、重病人の病が仏像の前にある神像の祟りによるものであることを見抜き、これを焼かせて病を癒す。

② 瓦獸爲災

福山縣(山東省)南、塔子莊。王先生、重病人の病が獸頭の屋根瓦によるものであることを見抜き、これを破壊させて病を癒す。

③ 熟食遍衆

萊陽(山東省)東、倪家莊。王先生、醮を行った後、斎(とき)の餅を増やして会衆にあまねくゆきわたらせる。

④ 生麵充斎

東牟（山東省）溝頭村。王先生、斎にあずかったとき、時間が無いため生のままうどんを食すが、平気であった。

⑤ 所祈即應

北京（遼寧省）。安察使尊道の求めに応じて早魃の北京に雨を降らせる。尊道と都下で再会するであろうと予言し、的中する。再び、寧海での再会を予言する。

⑥ 凡会先知

寧海州（山東）聖水。王先生、聖水で尊道と再会し、前節の予言が成就する。

⑦ 出神飲酒

滄州（河北省）。王先生、劉夫妻に請われて酒を飲む。部屋で大いびきをかいて熟睡する一方で、分身して酒蔵に入り、大いに飲む。

⑧ 忘形奕棊

福山縣（山東省）南、水都村。王祐、玉陽が粗末な服を来ているのを見て、わざわざ寒い所を選んで囲碁に誘うが、先生は平気。王祐が音をあげる。

⑨ 專知嗣續

福山縣（山東省）石塚。王先生、庭の臼を移して六十になる男に子供をさずけると言う。皆笑って信じないが、果して子が生まれた。

⑩ 抱陽身安

福山縣（山東省）石塚。王先生、知人の危篤を聞き、術を用いて病人を癒す。

⑪ 雨龍忽起

蘭州（河北省）玉田縣。官民の求めに応じて、早に雨を降らす。

⑫烹鷄復還

萊陽（山東省）東、馬曹莊。王先生、齋に鷄を注文して食べ尽くすが、翌日、料理したはずの鷄はもとに戻っていた。

⑬王公落馬

福山縣（山東省）南、水都村。王先生、王忠の死を予言し、後に呪水を用いて死んだ王忠を生き返らせる。

⑭李婦食肉

濟南府（山東省）臨邑縣。王大師の言を試そうと、黃籙醮中にあえて狗肉を食べたため元辰に譴責されて死んだ李婦人、王大師の力で蘇る。

⑮瘡疾獲痊

北京（遼寧省）。王大師の余食を重病の母に食べさせ、快癒を得しめる。

⑯冤魂乞救

北京（遼寧省）。妻に殺され供養する者の無い靈魂が、黃籙醮に現れて人に憑依し、王先生に救済を求める。

⑰精邪去宅

平州（遼寧省）昌黎縣。王先生、自分の余食によって重病を癒し、呪水・符により、病人の宅の鬼怪をはらう。

⑱鸞鶴集壇

瑞州（遼寧省）海陽縣。黃籙醮に鸞鶴が下る。

⑲太上雲瑞

德州（山東省）重興鎮。黃籙醮に太上老君が下る。

これらの説話は、山東・渤海東岸における玉陽の活動を、非常に微視的に描写している点で興味深い。とりわけ、神異の中で、病氣治療が最も大きな割合を占めていることは注目される。十九ある説話のうち、①②⑩⑪⑫の五篇が病氣治療に関わっているのである。病氣治療は、玉陽のような出家の立場にある者にとって、在家の人々の生活に最も深く関わる機会の一つであろう。「體玄真人顯異録」は、在家の庶民に最も接近した地点で活動している全真道士の姿を捉えていると言えるかもしれない。

もちろん、「體玄真人顯異録」に描かれた玉陽像が、どれほど事実在即しているかはわからない。しかし、「體玄真人顯異録」の説話の舞台は、山東・渤海東岸地方に限られており、そこはまた、実際に王玉陽が活動した地域でもある。「體玄真人顯異録」は、その地方の伝承の中に残された玉陽像を多少は伝えているものとも考えられるのである。しかし、いまは、事実か否かの詮索はひとまずおき、「體玄真人顯異録」中の説話の中でも、王玉陽にひとときわ特徴を与えている描写を取り出して、見てみることにしたい。

(2) 道術

「體玄真人顯異録」の中で、病氣治療・死者の蘇生等には、特に具体的な道術を用いるさまが描かれている。ここでは、王玉陽が呪や符などの道術を用いる描写をとりあげて、彼の神異の細部を窺ってみたい。まず、⑬「王公落馬」の一節である。

王玉陽の忠告にもかかわらず馬に乗って出かけた王忠は、予言どおりに落馬して死んでしまう。死人の周囲で、なすすべもなく哭いている人々に玉陽が言う場面である。

師 止以勿哭、令取水一椀環而灑之、三帀水盡。師曰、不能救得。衆再三哀告師、復令取水一椀、布氣念呪、以水灑又至於三帀、師叱曰、王忠、爾擡左手、即應聲而擡、右手亦然……（師 止めて以て哭く勿らしめ、水一椀環を取らしめて之に灑（そそ）げば、三帀（さう）にして水盡く。師曰く、「救得すること能はず」と。衆 再三哀みて師に告ぐれば、復た水一椀を取らしめ、氣を布し呪を念じ、水を以て擡（そん）し

灑ぐこと又た三市に至る。師叱して曰く、「王忠、爾 左手を擡（もた）げよ」と。即ち聲に應じて擡ぐ。右手も亦た然り・・）(17)

ここで王玉陽は、人々に水を一椀持ってこさせ、これを死人に注ぐ。三度注いで水は尽きるが、死人は生き返らない。しかし人々の再三の求めに応じて、今度はその水に息を吹きかけ呪を念じた上で、嚙して死人に注ぐ。嚙とは口から水を吹くことである。これを三回くりかえすと死人は蘇った、というわけである。死人に水を注ぐという同様の行為を二度くりかえしながら、はじめの方法では効果が無く、二度目の方法で効き目が現れるという対比の構造を用いているところに、この説話の工夫がある。この対比によって、布氣・念呪・嚙という行為が、死人を蘇らせる際、いかに有効であるかを強調しているのである。

次の⑨「精邪去宅」は、重病に冒され、かつ鬼怪に悩まされる人物を、王玉陽が救う様子を描いている。病の治療に直接用いられるのは、王玉陽の「自食の餘物」、すなわち食べ残しである。食余によって治療を施す場面は、⑩「瘡疾種瘡」にも見いだすことができる。以下に引くのは「精邪去宅」の後半、病の治療の後に示される鬼怪の退治の場面である。そこで道術が登場するのである。

師爲呪水一瓶、書符一道、教其用度。禮謝而歸、依命貼符於堂中、即時鬼怪現形、至甚醜惡。家人皆見用水灑之、乃驚走入一坑中、復於坑中灑之、遂逼出大小六鬼、擔抱提携而去。再趁而灑之、離宅漸遠、以至形影消滅矣。從此宅靜人安。（師 爲に水一瓶を呪し、符一道を書し、其の用度を教ふ。禮謝して歸り、命に依りて符を堂中に貼れば、即時に鬼怪 形を現はす、至て甚だ醜惡。家人皆な見て水を用ひて之に灑（そそ）げば、乃はち驚走して一坑の中に入る。復た坑中に於て之に灑（そそ）ぎ、遂に逼りて大小六鬼を出せば、擔抱提携して去る。再び趁（お）ひて之に灑（そそ）ぎ、宅を離ること漸く遠く、以て形影消滅するに至る。此従り宅靜まり人安らかなり。）(18)

玉陽は、患者達（平州昌黎県の前県尉をはじめ、その親戚・奴僕たち）に治療を施した後、呪水と符とを用意し、

使い方を説明して彼らに与えている。患者達は、家に帰って指示通りにこれを用い、首尾よく鬼を駆逐することに成功するのである。

このように、『體玄真人顯異録』は、玉陽の、符や呪によって鬼神を駆逐し、死人を甦えらせることのできる、巧みな道術を心得た人物としての一面を描きだしている。

五、結語

以上、『體玄真人顯異録』の内容について紹介を行った。『體玄真人顯異録』には、王玉陽が山東半島から渤海東岸付近のさまざまな地域を訪れては、人々を救済してゆくさまが描かれている。そして、その救済は、ことごとく神異を示すことよって行われるのである。

全真教の道士の行動を描いた文献に、かくも奇怪な神異譚が集められていることに、読むものは戸惑いを覚えるかもしれない。従来、一般的には全真教は呪術的な要素や、現世利益を退ける宗教教団として知られてきたからである。(19)しかし、『體玄真人顯異録』には、もう一つの不可解な点がある。それは、『體玄真人顯異録』においては、玉陽が全真教という教団に属しているという事実には、ほとんど光が当てられていない、という点である。『體玄真人顯異録』には、「全真」という言葉も使用されなければ、玉陽以外の全真教の真人たちの名が言及されることもないのである。この文献では、玉陽が、山東・渤海東岸地方の人々を救済することを強調する反面、全真教という教団の存在感、読者には意識できない程、希薄になってしまっているようである。『體玄真人顯異録』は、果して全真教の意識的な管理のもとに編まれた文献なのであろうか、という疑問すら湧いてくる。

残念ながら、この疑問を説く手がかりは見つかっていない。前にも述べた通り、そもそも、『體玄真人顯異録』

にはその成立の背景を伝えるような記述がなく、この文献がいかなる立場から編まれたのかは明かにし難いのである。

それでもなお、『體玄真人顯異録』において、民間で布教を行う全真教の道士が、例えば素朴な治療師のように描かれているという点は、注目に値しよう。この文献が全真教の側から編まれたにせよ、全真教の直接的管理を受けない者の手によって編まれたにせよ、『體玄真人顯異録』の中には、全真教と民間の信仰の接点が描かれている。『體玄真人顯異録』は、全真教の民間布教という問題を考える上でのヒントを提供してくれる、興味深い文献といえるのではないだろうか。

注

- (1) 陳教友『長春道教源流』卷一「附録」(藝文印書館印行版五二頁)、『西嶽華山誌』(『道蔵』一六〇、帝十)序(上二a)参照。
- (2) 玉陽が五度の宣を受けたことについては、『雲光集』を参照。第一宣(一一八七)は二・一a、四・一b、第二宣は(二一八八)二・二b、第三宣(二一九七)は一・一a、四・二a、第四宣(二二〇一)は一・一〇a、四・二a、第五宣(二二〇三)は二・三五aをそれぞれ参照のこと。
- (3) それぞれ、蜂屋邦夫「馬丹陽の布教活動をめぐって」(『東洋文化研究所紀要一〇四』一九八七年一月)二四一頁、三〇七行、二三四頁、二〇四行参照。
- (4) 陳教友、注一前掲書四四頁参照。「姚牧菴所撰玉陽碑」とは、『甘水仙源録』(二二八八)所収の『玉陽體玄廣度真人王宗師道行碑』(後述)を指している。
- (5) 『玉虛觀記』四四二頁、二二〇六行参照。

- (6) 『金蓮正宗記』五・三b、五行、四・b、三行参照。
- (7) 『玉虚觀記』四四二頁、二六、七行参照。
- (8) 『歷世眞仙體道通鑑續編』「王處一」三・五b参照。
- (9) 『甘水仙源錄』一・一三a、『金蓮正宗仙源像傳』三八b参照。
- (10) 『歷世眞仙體道通鑑續編』「王處一」条では「叱遲金愈歷年之疾」「爲潘信起兇徒之死」「臥凍雪於趙實之門」「復鳴鷄於羌仇之架」「冬單衣而奕棋」「瓶無底而貯酒」「傳道則有山鳴谷吼之應」「書符則有鬼潛出之靈」という八カ条に玉陽の神異譚をまとめて紹介している。その内容は書かれていないものの、題目を見ただけでも、「復鳴鷄於羌仇之架」は第十二説話「烹鷄復還」と、「冬單衣而奕棋」は第八説話「忘形奕碁」と、「書符則有鬼怪潛出之靈」は第十七説話「精邪去宅」と、それぞれ同様の説話を載せているであろうとの類推はできる。(『體玄眞人顯異録』側の説話の内容については第三章を参照されたい。
- (11) 『體玄眞人顯異録』四a b参照。
- (12) 『雲光集』二・三四b参照。
- (13) 『七眞年譜』一六b参照。
- (14) 『體玄眞人顯異録』五a参照。
- (15) 『歷世眞仙體道通鑑續編』三・四b。
- (16) 聖水は、本来、寧海州東牟の崑崙山の南側にある岩(この岩を聖水岩という)の割れ目から流れる清流の名であり、玉陽の故郷でもある。王重陽の教化を受けて後、玉陽は山東半島東南部にある鉄查山(単に查山とも、また鉄槎山ともいう)の雲光洞で修行していた。鉄查山については、民国四年(一九一五)『山東通史』一一九八頁所引『光緒登州府誌』に、「鐵槎山、在縣南一百二十里、(中略)東有雲光洞、

(中略) 齊乗云、文東正南鐵查山、東連斥山、甚奇秀」とあるのを参照。しかし、『玉虚觀記』によれば、大定二八年(一一八八)、玉陽は、金の世宗のもとを辞して山東へ帰還した際、故郷の道俗の歓迎をうけて足止めされ、この聖水岩の上に庵を結んだのである。以来、ここが玉陽の半島における拠点と なったのであろう。以上、『玉虚觀記』四四二頁、三四行、四四二、三行参照。

(17) 『體玄真人顯異錄』一〇b

(18) 『體玄真人顯異錄』一三b 一四 a。

(19) 例えば、窪徳忠博士の『中国の宗教改革』一九八―九頁参照。